**（１）令和４年度事務の変更点**

**① 集落協定代表者が支出先となる支出に係る届出**

集落協定代表者は、共同取組活動に要する経費の支出として、**集落協定代表者自身が相手方となる**作業委託等の支出や契約を行う場合、**魚沼市への届出が必要です（様式あり）**。

届出は、実績報告時に併せて提出してください。

ただし、集落協定代表者に対する役員報酬や集落協定で定められた作業日当の支払いについてはこれまで同様、届出は不要です。

【Ｂ】

小出島米生産組合

組合長 魚沼 太郎

共同活動費の支出

**★ 必要書類（実績報告時に提出）**

（ア）「協定代表者が支出先となる場合の届出」（様式 → P12）

（イ）【助成金なら】請求書、領収書、助成金の支出目的や内容が記載されたものの写し

（ウ）【作業委託なら】委託契約書、請求書、領収書の写し

（エ）【その他の支出なら】支出内容（根拠）を明確にしたもの、請求書、領収書の写し

※ 支出先が協定代表者である場合に（ア）と、支出内容に応じて（イ）or（ウ）or（エ）が必要です。組織に限らず代表個人への助成金や委託等の支出についても必要です（ただし、代表個人への役員報酬や費用弁償、作業日当等の場合は不要）。

※ 支出先が協定代表者でない場合でも（イ）or（ウ）or（エ）は必要です。

**② 共同取組活動費を他の組織に対し運営費として支出する場合の取扱い**

集落協定が地域の他の組織に対し、作業委託などの対価への支払いとして**ではなく**、組織の運営費として支出する場合は、支出に係る領収書に加え、次の書類を準備し、実績報告時に併せて提出してください。

○ 協定活動に必要な支出であること、運営費として適当な額であることについて、**集落内で話合いや説明が行われたことを示す書類**（総会議事録、支出額決定の際に用いた積算根拠書類等）

　　　※ 組織の運営費としての支出が『「共同取組活動」の適切な支出について（P10)』に記載の「認められない支出」でないか、よく御確認ください（受領先の組織においても「認められない支出」を行わないこと）。